

議事要旨(3) リース会計専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、リース会計専門委員会では、IASBの公開草案「リース」の提案内容へのコメントの検討と我が国のリース基準に関する論点整理の文案検討を進めていること、また、本日は前者のコメントの検討について審議する旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料〔審議事項(3)-1~2〕に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

（リース期間の算定に際しての更新オプション等の取扱いについて）

- ある委員より、リース契約における更新オプション等をリース期間の算定に際して含める場合、事務局が提案する「発生する可能性が高い」リース期間は、具体的にどのような算定するのかとの質問があった。これに対し事務局からは、オプションを過大に考慮してリース期間を算定する場合、そこで計上される負債性に疑問が生じる懸念があり、一方でオプションを考慮せず解約不能期間に限定してしまうとIASBの新たな基準の有用性が失われてしまうことから、その両面を踏まえ、IASBの公開草案で提案されている「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる」という水準よりも高く、現行基準における「ほぼ確実に発生が見込まれる」という水準よりも低い水準を意図して提案しているものであるとの説明がなされた。
- 別の委員より、「発生する可能性が高い」という表現は、引当金の見積りに際してはある程度定着した表現であるが、リースの実務面ではその判断が難しいことが想定されるとのコメントがあった。また、コメントの中に7割から8割といった具体的な割合は含めない方が良いのではないかと意見があった。別の委員からは、予想リース期間を解約不能期間のみとするのは限定しすぎであるが、ある程度可能性が高い水準に限定するのが実務的ではないかと意見があった。事務局からは、引き続きこの部分の表現について検討する旨の説明がなされた。

（適用範囲について）

- ある委員より、投資不動産について、公正価値モデルを採用する場合にはリース基準の適用対象外となり、原価モデルを採用する場合には対象となる根拠について質問があった。事務局からは、基本的にリースに当たるものはリース基準を適用することが新たな基準の考え方であり、原価モデルにおいて注記による公正価値の開示を行っていることをもってリース基準から除外するという取扱いとはなっていないと理解しているが、原価モデルのみを含めた考え方の記述を確認するとの説明がなされた。

(貸手の会計処理のアプローチについて)

- ある委員より、認識中止アプローチにおいて、認識を中止するほどの重要なリスク又は便益が移転しているにもかかわらず、残存資産を認識し続けることに抵抗を感じるとの意見があった。これに対し事務局からは、重要ではないとはいえ、リスク又は便益を留保しているという経済実態を会計処理に反映させるためには残存資産を認識する必要があること、また、利益の認識タイミングについても残存資産を認識しない場合、リスク又は便益を留保した分についても当初に利益が過大計上になってしまう旨の説明がなされた。
- ある委員より、貸手の会計処理で提案されている履行義務アプローチと認識中止アプローチを使い分ける複合モデルについては様々な懸念も指摘されていると理解しており、コメント文案の表現では、複合モデルを支持する印象が強すぎるのではないかとの意見があった。これに対し事務局からは、複合モデルについては、線引きを設けることによる複雑性や取引を仕組む可能性といったデメリットがあることも理解しているが、それを上回るメリットがあると考えているためこのような提案としているものであり、その判断過程が明確となるような修正案を検討したいとの説明がなされた。

以 上